

ジェネリック医薬品差額通知書の送付について

熊本県後期高齢者医療広域連合では、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、お使いになっている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担軽減額に関するお知らせを次のとおりお送りしています。

1 発送日

令和元年7月31日（水）

2 対象者


令和元年5月に生活習慣病治療などのために処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えられた場合に、自己負担軽減額が100円以上見込める方。

*ジェネリック医薬品とは、最初につくられた薬の特許終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売される低価格の薬です。

差額通知に関するお尋ねは、通知に記載のお問い合わせ先(フリーダイヤル)へお願いします。

差額通知書（ハガキ）

【表面】



郵便はがき

熊木県

〒 8 6 2 - 0 9 1 1
熊本市東区健軍2丁目4番10号
熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合
事業課 保健事業班
電話番号 096-368-6777

ジェネリック医薬品を使ってみませんか！

平成 年 月の自己負担額が 円 以上安くなる可能性があります。

被保険者氏名		様		ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額(円)
処方実績				
医薬品名	数量	自己負担額(円)		
合 計				

※1 お薬に掛かった金額のみ表示しています。実際の医療機関等窓口での支払額には、技術料・管理料等の費用が含まれます。
 ※2 通知書発行時点で、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担軽減額をご紹介します。ただし、ジェネリック医薬品は複数存在していますので、金額にも幅があります。
 ※3 表示されている医薬品は、対象疾患や軽減効果などの条件で絞り込んでいますので、服薬中の全医薬品が表示されるものではありません。また、一部のジェネリック医薬品は、製造や在庫の状況により、薬局等で取り扱いがない場合があります。
 ※4 ジェネリック医薬品への切り替え方法等については、該当のお薬を処方されている医師が調剤されている薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ フリーダイヤル

受付時間 9:00～17:00
土・日・祝日を除く


【裏面】

後発医薬品

ジェネリック医薬品 利用促進のお知らせ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に発売される低価格の医薬品のことです。先発医薬品と同等の有効成分、効能・効果を持っています。このお知らせでは、病院、調剤薬局において、これまで、あなたに処方された医薬品を、ジェネリック医薬品に変更した場合の負担軽減額を参考として御紹介しています。ジェネリック医薬品に切り替えることで、**あなたの負担の軽減や医療保険財政の改善につながる**ことが期待されます。

開け方...オモテ・ウラの2回開けてください




▲、雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからご開封ください。こちらから開封してご覧ください。

ジェネリック医薬品とはどういうもの？

Q. なぜ安いのか？

A. 開発コストを安く抑えることができていますからです。

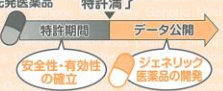
先発医薬品は、長期の研究開発と莫大な費用が必要です。その実績にもとづきジェネリック医薬品は開発されますので、先発医薬品で確かめられた安全性と有効性を持ちながら、価格は安くなります。



Q. 効き目は確かか？

A. 効き目はもちろん、安全性も同等で、安心してお使いいただけます。

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で、製造・販売が認可されています。



ジェネリック医薬品を使いたい場合は、かかりつけの医師や薬剤師によく相談しましょう。

先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものや、医療機関や薬局に在庫のないものがあります。また、医師の判断により、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

